

事務連絡  
令和3年9月1日

各 県 立 学 校  
各市町村教育委員会担当課 御中

徳島県教育委員会体育学校安全課

学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が  
確認された場合の対応ガイドラインの送付について

このことについて、別添のとおり、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から連絡がありましたので送付いたします。

当ガイドラインは、特に「緊急事態宣言対象地域」又は「まん延防止等重点措置区域」に指定された状況下において、学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合に、学校における濃厚接触者等の特定や臨時休業の判断に当たっての考え方がまとめられたものですが、今後において、地域の感染状況等に応じた対応の参考となるものですので、内容を御確認くださいようお願いいたします。

なお、本県では、児童生徒等が感染した場合の臨時休業等の扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に対応した学校運営に関する留意点（令和3年9月1日改訂版）」に記載のとおり、これまでと同様に原則直ちに臨時休業としておりますので御留意ください。

徳島県教育委員会体育学校安全課

食育・健康教育担当

電話 088-621-3171